



第61期 定時株主総会 招集ご通知

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルスへの感染リスクを避けるため、
当日のご来場はお控えくださいますようお願い
申し上げます。
なお、株主様へのお土産はございません。

開催日時

2020年6月26日(金曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

開催場所

東京都千代田区外神田四丁目14番1号
秋葉原UDX15階
当社本社 大会議室

目次

株主の皆様へ	1
第61期定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 取締役10名選任の件	
第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件	
第4号議案 取締役に対する退職慰労金制度の廃止に伴う 打切り支給の件	
第5号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定 の件	
(招集通知添付書類)	
事業報告	21
連結計算書類	40
計算書類	43
監査報告書	45

SMC株式会社

証券コード：6273

書面又はインターネットにより事前に
議決権を行使くださいますようお願い
申し上げます。

議決権
行使期限

2020年6月25日(木曜日)
午後5時まで

**オートメーションを
支え続ける使命を全うし、
お客様・お取引先様とともに、
困難に立ち向かいます。**



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様、ご家族及び関係者の皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。

また、医療従事者の皆様、社会インフラ・流通関連の事業者の皆様、政府関係者の皆様など、日々この難敵と対峙しておられる皆様に、心より感謝申し上げます。

現在、私どもSMCのお客様である、医療機器メーカーだけでなく様々なご業種の多くのお会社様が、人工呼吸器やマスクなど必要な医療機器・医療物資の開発・生産に取り組んでおられます。

SMCには、お客様から多数のサポート要請が寄せられており、また各国政府から医療機器・医療物資の生産に対する協力要請も頂戴しております。

SMCは、こうしたご要請にお応えするため、グループ一丸となって細心の注意を払いつつ事業継続に取り組み、オートメーションを支え続ける使命を全うすることによって、お客様・お取引先様とともに、この困難に立ち向かいます。

幸いにしてSMCには、80か国以上のグローバル・ネットワーク、約20,000名の従業員、豊富な在庫と品揃え、そして堅固な財務基盤がございます。

SMCは、これらの財産を最大限活用して、お客様のご期待に応えてまいります。また、お客様・お取引先様、従業員、地域社会の皆様の安全確保を最優先とし、感染拡大防止策を継続してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2020年6月

左 | 代表取締役社長 丸山 勝徳

右 | 代表取締役副社長 高田 芳樹

第61期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスへの感染リスクを避けるため、当日のご出席はお控えいただき、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月25日（木曜日）午後5時までに書面又はインターネットにより議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2	場 所	東京都千代田区外神田四丁目14番1号 秋葉原UDX15階 当社本社 大会議室 株主様へのお土産はございません。
3	目的事項	報告事項 第61期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 取締役10名選任の件 第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件 第4号議案 取締役に対する退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給の件 第5号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

株主総会参考書類及び招集通知添付書類に関する事項

- 連結株主資本等変動計算書、株主資本等変動計算書、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款に基づいて、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載し、書面による本通知には添付しておりません。
- 会計監査人及び監査役の監査の対象には、上記のインターネット開示書類が含まれております。
- 本通知の添付書類（上記のインターネット開示書類を含む）及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにて修正の内容を掲載いたします。

当社ウェブサイト ▶ <https://www.smcworld.com/ir.htm>

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。他の株主様の代理人として出席される場合は、委任状をあわせてご提出ください。

【新型コロナウイルスへの感染リスクを避けるため、以下の施策を実施いたしますので、ご了承ください。】

- ◎当日の会場受付においては、株主様の体温測定を実施いたします。また、入場に際してはマスクの着用と手指の消毒を行っていただきます。
- ◎発熱、せき等の症状が認められる株主様、感染防止策に関する係員の指示に従っていただけない株主様については、入場をお断りし、又は退場していただきます。
- ◎当日は、役員の一部のみが出席して、株主様へのご説明を行います。議事は必要最小限にとどめ、所要時間を短縮いたします。
- ◎役員及び従業員は、マスクを着用いたします。

以 上

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会当日にご出席いただく場合



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**くださいますようお願い申し上げます。

※当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

日時 2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

書面（議決権行使書）にて行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**2020年6月25日（木曜日）午後5時までに**到着するようご返送ください。なお、各議案について賛否の表示がない場合は、賛の表示があったものとして取扱います。

行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後5時到着分まで

インターネットにて行使いただく場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後5時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関してご了承いただく事項

1. 議決権の行使期限は2020年6月25日（木曜日）午後5時までですが、お早めの行使をお願いいたします。
2. 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効といたします。
3. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効といたします。
4. プロバイダーへの接続料金及び通信料金等は、株主様のご負担となります。

パスワードのお取扱いについて

- パスワードは、株主様ご本人による議決権行使であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取扱いください。
- パスワードは、入力を一定回数間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内にしたがってお手続きください。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



バーコード読取機能付のスマートフォン又は携帯電話を利用して右上の2次元コードを読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォン又は携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

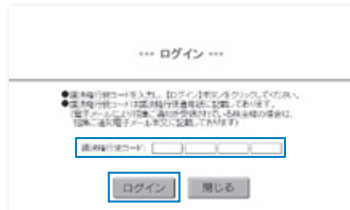
議決権行使期限：2020年6月25日（木曜日）午後5時入力完了分まで

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- ・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- ・「議決権行使コード」を入力
- ・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- ・「初期パスワード」を入力
- ・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
- ・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル **0120-652-031**（受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様には、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の配当の件

【資本政策の基本的な方針】

当社は、中長期的な利益成長を通じた企業価値の向上により、株主の皆様へ報いていくことを、経営の最優先課題と位置付けております。

また、金融・経済情勢の混乱や為替相場の急激な変動にも揺らぐことのない、堅固な財務基盤を維持するため、株主資本の一層の充実を図ってまいります。

さらに、将来にわたって競争優位性を保ち、企業として存続するために必要な、生産設備、研究開発体制、IT基盤及び営業人員等の充実に向けた投資に積極的に取り組み、これらに伴う資金需要に対応するための手元資金を確保いたします。

株主の皆様への利益還元については、安定的な配当の継続を基本とし、状況に応じた機動的な自己株式の取得も検討しつつ、より一層の充実に努めてまいります。

【期末配当に関する事項】

上記の基本的な方針のもと、直近の経営成績及び財政状態に鑑み、当期末の剰余金の配当は、以下のとおりといたしたく、ご承認をお願いいたします。

1

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

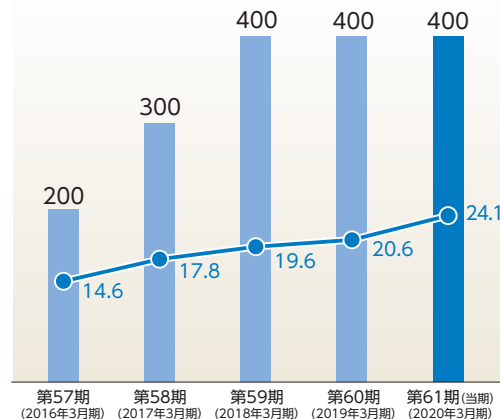
当社普通株式1株につき 金200円
総額 13,303,702,600円

2

剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月29日

上記の期末配当をご承認いただきますと、中間配当と合わせた年間配当金は、前期と同額の1株当たり400円となります。

【ご参考】1株当たり年間配当金の推移(円) 連結配当性向(%)



第 2 号議案

取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、現在の取締役10名全員は任期満了となりますので、取締役10名（うち社外取締役2名）の選任をお願いいたします。

取締役候補者の氏名及び略歴等は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者氏名	現在の当社における地位・担当	在任年数	取締役会出席回数
1	まる 山 かつ のり 徳 再任	代表取締役社長	27年	8/8回
2	たか だ よし き 高 田 芳 樹 再任	代表取締役副社長／ 営業本部長／ SMCアメリカ取締役会長	26年	8/8回
3	こ すぎ せい じ 小 杉 清 次 再任	取締役専務執行役員／ 技術本部長	12年	7/8回
4	さ たけ まさ ひこ 佐 竹 正 彦 再任	取締役専務執行役員／ 製造本部長	13年	8/8回
5	いそ え とし お 磯 江 敏 夫 再任	取締役執行役員／総務部長	1年	6/6回
6	おお た まさ ひろ 太 田 昌 宏 再任	取締役執行役員／経理部長	1年	6/6回
7	まる やま すすむ 丸 山 進 新任	執行役員 (改革プロジェクト担当)	—	—
8	サミエル ネフ 新任	経営企画室長	—	—
9	かい づ まさ のぶ 海 津 政 信 再任 社外 独立	社外取締役	6年	8/8回
10	か がわ とし はる 香 川 利 春 再任 社外 独立	社外取締役	5年	8/8回

候補者
番号

1

まる やま かつ のり
丸山 勝徳

(1947年3月25日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年 6 月	当社入社	2020年 4 月	指名・報酬委員会委員（現任）
1993年 6 月	取締役営業管理部部長		
1999年 6 月	企画情報部長		
2001年 6 月	常務取締役		
2002年 7 月	専務取締役		
2003年 7 月	代表取締役副社長		
2004年 7 月	代表取締役社長（現任）		

取締役在任年数	27年
取締役会 出席状況	8回/8回
所有する 普通株式の数	2,100株

【取締役候補者とした理由】

長年にわたり市場動向の分析を担当し、2004年以降は、業務執行の最高責任者である代表取締役社長として、責務を果たしてまいりました。
引続き当社経営への貢献が期待できることから、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

2

た か だ よ し き
高田 芳樹

(1958年6月6日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4 月	当社入社	2017年 6 月	取締役常務執行役員
1991年 6 月	SMCアメリカ出向	2018年 7 月	取締役専務執行役員
1994年 6 月	当社取締役	2018年 7 月	営業本部長（現任）
2002年 6 月	常務取締役	2019年 9 月	代表取締役副社長（現任）
2003年 7 月	海外事業総括担当	2019年12月	SMCアメリカ取締役会長（現任）
2004年 4 月	SMCアメリカ取締役社長	2020年 4 月	当社指名・報酬委員会委員（現任）
2014年 6 月	当社 北米・中南米地区担当		

取締役在任年数	26年
取締役会 出席状況	8回/8回
所有する 普通株式の数	0株(※)

【取締役候補者とした理由】

長年にわたりSMCアメリカの社長を務め、2018年からは営業部門全体の責任者、2019年からは代表取締役副社長として、当社グループ全体のグローバルな事業展開を統括してまいりました。
引続き当社経営への貢献が期待できることから、取締役候補者いたしました。

(※) 資産管理会社を通じて当社株式を保有しております。



候補者
番号

3

こすぎ
小杉

せいじ
清次

(1945年3月9日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1967年 4 月	当社入社	2013年 6 月	専務取締役
1999年 6 月	開発第 1 部長	2013年 6 月	技術本部長（現任）
2002年 6 月	取締役	2017年 6 月	取締役専務執行役員（現任）
2007年 6 月	技監		
2008年 6 月	取締役		
2009年 7 月	技術本部副本部長		
2010年 2 月	常務取締役		

取締役在任年数	12年
取締役会 出席状況	7回/8回
所有する 普通株式の数	8,500株

【取締役候補者とした理由】

入社以来一貫して当社主力製品の開発・設計に従事し、2013年以降は研究開発部門全体の責任者として、責務を果たしてまいりました。
引続き当社経営への貢献が期待できることから、取締役候補者となりました。



候補者
番号

4

さたけ
佐竹

まさひこ
正彦

(1947年1月19日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1969年 4 月	当社入社
2001年11月	製造第 3 部長
2007年 6 月	取締役
2012年 7 月	常務取締役製造本部副本部長
2013年 6 月	専務取締役
2013年 6 月	製造本部長（現任）
2017年 6 月	取締役専務執行役員（現任）

取締役在任年数	13年
取締役会 出席状況	8回/8回
所有する 普通株式の数	1,000株

【取締役候補者とした理由】

長年にわたり製造原価管理及び合理化活動に従事し、2001年からは金石工場の責任者、2013年からは製造部門全体の責任者として、責務を果たしてまいりました。
引続き当社経営への貢献が期待できることから、取締役候補者となりました。



候補者
番号

5

いそ え とし お
磯江 敏夫

(1961年5月26日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2014年 7 月 株式会社りそな銀行退職
2014年 8 月 当社入社
2019年 5 月 総務部部长
2019年 6 月 取締役執行役員（現任）
2019年 6 月 総務部長（現任）

取締役在任年数	1年
取締役会 出席状況	6回/6回
所有する 普通株式の数	100株

【取締役候補者とした理由】

2014年の入社以来、総務、子会社管理、販売管理等の業務に従事し、2019年からは人事・総務部門の責任者として、責務を果たしてまいりました。
引続き当社経営への貢献が期待できることから、取締役候補者いたしました。



候補者
番号

6

おお た まさ ひろ
太田 昌宏

(1963年12月24日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2015年 4 月 株式会社りそな銀行退職
2015年 5 月 当社入社
2019年 5 月 経理部部长
2019年 6 月 取締役執行役員（現任）
2019年 6 月 経理部長（現任）

取締役在任年数	1年
取締役会 出席状況	6回/6回
所有する 普通株式の数	0株

【取締役候補者とした理由】

2015年の入社以来、主として子会社管理の業務に従事し、2019年からは経理・財務部門の責任者として、責務を果たしてまいりました。
引続き当社経営への貢献が期待できることから、取締役候補者いたしました。



候補者
番号

7

まる やま
丸 山

すすむ
進

(1963年2月14日生)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 通商産業省入省
2014年6月 中小企業庁経営支援部長
2015年7月 経済産業省大臣官房政策評価審議官
2016年6月 同省退官
2016年10月 株式会社国際社会経済研究所特別研究主幹
2018年6月 同社退職
2018年7月 当社入社 顧問
2019年11月 執行役員（改革プロジェクト担当）（現任）

【取締役候補者とした理由】

中央官庁において要職を歴任し、国内外の経済情勢及び組織運営に関する高い識見を有しております。

2019年からは改革プロジェクト担当の執行役員として、責務を果たしてまいりました。当社経営への貢献が期待できることから、取締役候補者となりました。

取締役在任年数	—
取締役会出席状況	—
所有する普通株式の数	0株



候補者
番号

8

サミエル ネフ

(1982年3月30日生)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2006年5月 当社入社
2008年8月 ジョージタウン大学ローセンター入学
2011年7月 ニューヨーク州弁護士登録
2012年1月 SMCアメリカ入社
2013年1月 SMCシンガポール プロジェクトマネージャー
2016年5月 当社入社 経営企画室長（現任）

【取締役候補者とした理由】

当社グループ各社において研鑽を積んだ後、2016年からは当社経営企画室長として、研究開発・製造・販売各部門の連携に努め、責務を果たしてまいりました。当社経営への貢献が期待できることから、取締役候補者となりました。

取締役在任年数	—
取締役会出席状況	—
所有する普通株式の数	0株

候補者
番号

9

かい づ まさ の ぶ
海津 政信

(1951年12月27日生)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年 4 月 株式会社野村総合研究所入社
 1994年 6 月 同社投資調査部長
 1997年 4 月 野村證券株式会社金融研究所 投資調査部長
 2000年 6 月 同社金融研究所 副所長兼企業調査部長
 2002年 4 月 同社経営役 金融研究所長
 2007年 7 月 同社経営役
 金融経済研究所 チーフリサーチオフィサー
 2012年 1 月 同社金融経済研究所
 シニア・リサーチ・フェロー兼アドバイザー（現任）
 2013年 6 月 公益財団法人財務会計基準機構理事
 2013年 8 月 公益財団法人日本証券アナリスト協会副会長
 2014年 6 月 当社社外取締役（現任）
 2020年 4 月 当社指名・報酬委員会委員長（現任）

取締役在任年数	6年
取締役会 出席状況	8回/8回
所有する 普通株式の数	0株

重要な兼職の状況

野村證券株式会社金融経済研究所
 シニア・リサーチ・フェロー兼アドバイザー

【社外取締役候補者とした理由】

- ・海津政信氏は、経済・金融情勢、企業経営及び財務会計に関する豊富な知識と経験を有する著名なエコノミスト・証券アナリストであり、優れた人格識見の持ち主であります。
- ・海津氏は、自身の専門的な知見に基づき、特に一般株主・投資家の利益保護を重視して、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監督し、経営の透明性をより一層高めていただくとともに、会社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から、経営の方針に関する助言をいただいております。
- ・また2020年4月からは、新設した指名・報酬委員会の委員長として、取締役の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性の強化に尽力いただいております。
- ・引き続き、このような役割を果たしていただくため、海津氏を社外取締役候補者としたしました。
- ・海津氏は、当社社外取締役としての職務のほかに、会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由及び当社における実績により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

【その他社外取締役候補者に関する特記事項】

- ・当社は、海津氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第27条に基づく責任限定契約（会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約）を締結しております。
- ・海津氏が再任された場合、当社は海津氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
- ・当社は、海津氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
- ・本総会終結の時点において、海津氏の当社社外取締役としての在任期間は、6年となります。

候補者
番号

10

か が わ と し は る
香 川 利 春

(1950年11月12日生)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年 5 月 東京工業大学精密工学研究所教授
 2012年 5 月 一般社団法人日本フルードパワーシステム学会会長
 2014年 1 月 東京工業大学大学院総合理工学研究科教授
 2015年 6 月 当社社外取締役(現任)
 2016年 4 月 東京工業大学特命教授
 2018年 4 月 同大学名誉教授
 2020年 4 月 当社指名・報酬委員会委員 (現任)

取締役在任年数	5年
取締役会 出席状況	8回/8回
所有する 普通株式の数	0株

【社外取締役候補者とした理由】

- 香川利春氏は、当社の事業領域と極めて密接な関連を持つ流体計測制御を専門とする工学博士であり、優れた人格識見の持ち主であります。
香川氏は、研究者・教育者としての専門知識と豊富な経験に基づいて、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監督し、経営の透明性をより一層高めていただくとともに、会社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から、特に研究開発活動及び技術者の育成に係る施策を中心に、経営の方針に関する助言をいただいております。
また2020年4月からは、新設した指名・報酬委員会の委員として、取締役の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性の強化に尽力いただいております。
- 引き続き、このような役割を果たしていただくため、香川氏を社外取締役候補者としたしました。
- 香川氏は、当社社外取締役としての職務のほかに、会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由及び当社における実績により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

【その他社外取締役候補者に関する特記事項】

- 当社は、香川氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第27条に基づく責任限定契約（会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約）を締結しております。
香川氏が再任された場合、当社は香川氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
- 当社は、香川氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
- 本総会終結の時点において、香川氏の当社社外取締役としての在任期間は、5年となります。

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【ご参考】 社外役員の独立性に関する基準

社外取締役及び社外監査役の独立性に関して、法令上の要件のほか、東京証券取引所の定める基準に当社の考え方を加えて、以下のとおり当社独自の基準を設定しております。

◆直近事業年度（末）において、以下のいずれにも該当しないこと

- (1) 当社グループの業務執行者（業務執行取締役、執行役、従業員等をいう。以下同じ。）
- (2) 当社グループの主要な取引先（*）又はその業務執行者
（*）主要な取引先とは、以下に該当する者をいう。
 - 当社グループの連結売上高の2%以上を占める販売先
 - 連結売上高の2%以上が、当社グループに対するものである仕入先又は業務委託先
 - 当社グループの連結総資産の2%以上の金額を、当社グループに融資等している借入先
- (3) 当社グループの主要株主（総議決権の10%を保有している株主をいう。）又はその業務執行者
- (4) 当社グループに対して法定の監査証明業務を提供する公認会計士又は監査法人に所属する者
- (5) 当社グループとの間で、役員又は執行役員を相互に兼任する関係にある会社の業務執行者
- (6) 当社グループから、役員報酬以外に1,000万円以上の報酬等の支払を受けた弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等の専門家（これらの者が法人その他の団体であるときは、それに所属する者）
- (7) 当社グループから、1億円以上の寄付を受けた個人又は団体若しくはその業務執行者
- (8) 過去10年間ににおいて、上記（1）に該当していた者及び過去3年間ににおいて、上記（2）～（7）に該当していた者
- (9) 上記（1）～（8）に掲げる者の配偶者及び2親等内の親族。ただし、「業務執行者」については、重要な業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員等の役員に準ずる高位の従業員をいう。）に限る。

第 3 号議案

退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって任期満了により取締役を退任される、高田芳行氏及び薄井郁二氏に対し、在任中の功労に報いるため、当初所定の「役員退職慰労金規程」に基づく相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法については、指名・報酬委員会の審議及び取締役会の決議に一任いただきたく、ご承認をお願いいたします。

なお、両氏に対する合計支給金額の上限は658百万円であり、両氏の略歴は、以下のとおりであります。

氏 名	略 歴
高 田 芳 行	1959年4月 当社設立 取締役 1964年5月 専務取締役 1989年5月 代表取締役社長 2004年7月 代表取締役会長 2019年9月 取締役名誉会長（現任）
薄 井 郁 二	1993年6月 当社入社 取締役 2001年6月 常務取締役 2003年7月 専務取締役 2017年6月 取締役専務執行役員 2019年7月 取締役相談役（現任）

第4号議案

取締役に対する退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給の件

当社は、指名・報酬委員会の審議を経て、2020年5月21日開催の取締役会において、取締役に対する退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件として再任される取締役に対し、本総会終結の時までの在任期間について、当初所定の「役員退職慰労金規程」に基づく相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給いたしたく、ご承認をお願いいたします。打切り支給の合計額は、261百万円となります。

なお、退職慰労金の支給時期は、各取締役が退任する時とし、その具体的な金額及び支給方法等については、指名・報酬委員会の審議及び取締役会の決議に一任願いたく存じます。

打切り支給の対象となる取締役の略歴は、以下のとおりであります。

氏 名	略 歴
丸 山 勝 徳	1993年6月 取締役 2001年6月 常務取締役 2002年7月 専務取締役 2003年7月 代表取締役副社長 2004年7月 代表取締役社長（現任）
高 田 芳 樹	1994年6月 取締役 2002年6月 常務取締役 2017年6月 取締役常務執行役員 2018年7月 取締役専務執行役員 2019年9月 代表取締役副社長（現任）
小 杉 清 次	2008年6月 取締役 2010年2月 常務取締役 2013年6月 専務取締役 2017年6月 取締役専務執行役員（現任）
佐 竹 正 彦	2007年6月 取締役 2012年7月 常務取締役 2013年6月 専務取締役 2017年6月 取締役専務執行役員（現任）
磯 江 敏 夫	2019年6月 取締役執行役員（現任）
太 田 昌 宏	2019年6月 取締役執行役員（現任）

第5号議案

取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬等を相当とする理由

本議案は、当社取締役（社外取締役及び業務を執行しない取締役を除く。）を対象に、業績目標の達成状況に応じて当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を給付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を新たに導入することにつき、ご承認をお願いするものであります。本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、指名・報酬委員会の審議及び取締役会の決議に一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価上昇のメリット及び株価下落のリスクを株主の皆様と共有することで、当社の中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的としたものであり、指名・報酬委員会及び取締役会は、本制度の導入は相当であると考えております。

本議案は、2007年6月28日開催の第48期定時株主総会においてご承認いただいた取締役の各事業年度の基本報酬の総額（年額900百万円以内）とは別枠で、取締役に対して株式報酬を支給するものであります。

取締役の報酬は現在、「基本報酬」及び「退職慰労金」により構成されておりますが、本議案が原案どおり承認可決されますと、「基本報酬」及び「株式報酬」により構成されることとなります。

本制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、社外取締役2名を除いた8名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、取締役の報酬として、当社が資金を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で定める株式給付規程に基づいて、各取締役に付与するポイントに相当する当社株式等を、本信託を通じて各取締役に給付する株式報酬制度であります。

なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として退任時といたします（詳細は後記（8）のとおり）。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役及び業務を執行しない取締役を除く。）

(3) 本制度の対象期間

2021年3月末日をもって終了する事業年度から2023年3月末日をもって終了する事業年度までの3事業年度（以下、「当初対象期間」という。）及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度（取締役会で別途3事業年度を超える期間を決議した場合には当該期間）ごとの期間（以下、当初対象期間とあわせてそれぞれの期間を「対象期間」という。）

(4) 信託期間

2020年8月（予定）から本信託が終了するまでといたします（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとする）。

なお本制度は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止等により終了するものといたします。

(5) 本信託に株式取得資金として拠出する信託金の上限

本議案が原案どおり承認可決された場合、当社は、各取締役に対して本制度に基づき当初対象期間に対応する当社株式等を給付するための当社株式の取得資金として、300百万円を上限とした資金(※)を本信託に拠出いたします。

なお当社は、当初対象期間中、当初の拠出金額を含む拠出金額の合計が上記の上限額となる範囲内で当社株式の取得資金を追加して信託することができるものといたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は対象期間ごとに、300百万円を上限として本信託に追加拠出を行うことといたします。ただし、かかる追加拠出を行おうとする対象期間の開始日の直前に本信託の信託財産内に残存する当社株式（当該対象期間の前までの各対象期間において取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で、取締役に対する給付未了のものを除く。）及び金銭（以下、あわせて「残存株式等」という。）があるときは、当該残存株式等の額（残存株式については当該対象期間の開始日の前日における時価）と追加拠出される信託金の合計額は、上記の上限額の範囲内といたします。

(※) 当社株式の取得資金には、信託報酬等の必要費用の見込み額を含んでおります。

(6) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株数の上限

本信託による当社株式の取得は、上記（5）により当社が拠出した株式取得資金を原資として、上記（5）の上限額の範囲内で株式市場からの買付により行います。取得方法の詳細については、本総会後に改めて決定し、開示いたします。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく3,000株を上限として取得するものといたします。当該取得株数の上限は、上記（5）の信託金の上限を踏まえて設定しております。

(7) 取締役に付与する当社株式の算定方法及び上限

取締役には、各事業年度に関して、株式給付規程に基づき役位及び業績目標の達成状況に応じて算出されたポイントが付与されます(※)。対象期間中の1事業年度毎に付与されるポイントは、合計1,000ポイントを上限といたします。

なお、付与されたポイントは、取締役に對する株式給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算されます（1ポイント未満の端数は切り捨てる）。ただし、当社株式について株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式の換算比率について合理的な調整を行います。

(※) 対象期間中の業績目標は、各事業年度における連結ベースの売上高営業利益率とし、未達成の場合、ポイントは付与されません。

(8) 取締役に対する当社株式等の給付

取締役が退任等により株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合には、受益者確定手続を経て、付与されたポイントに応じた数の当社株式を当該取締役に給付いたします。ただし、そのうち一定割合については、納税資金確保の観点から、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付いたします。金銭の給付を行うため、本信託内において当社株式を売却する場合がございます。

(9) 本信託内の当社株式に係る議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、経営への中立性を確保するため、信託期間中、一律不行使といたします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、当社株式の取得資金や本信託に係る信託報酬等に充当いたします。

(11) 信託期間終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式につきましては、全て当社が無償で取得した上で、当社の取締役会決議により消却することを予定しております。金銭につきましては、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の付与ポイントに応じて、按分して給付することを予定しております。

(12) マルス／クローバック条項

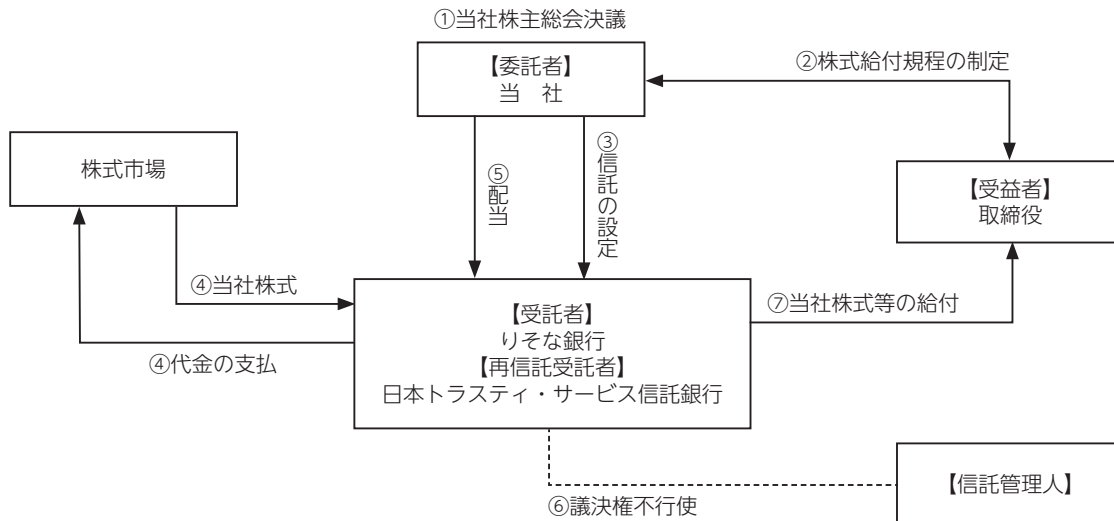
本制度の対象者が解任された場合又は在任中に一定の非違行為があったと当社が認めた場合、当該対象者は、当社株式等の給付を受ける権利を取得しないものといたします。

また、本制度による当社株式等の給付が行われた後に、ポイント付与の根拠となった業績指標の算定に誤りがあったことが判明した場合又は当該対象者に一定の非違行為があったことが判明した場合、当該対象者は、本来給付されるべき範囲を超えて給付された当社株式等を、当社に返還する義務を負うものといたします。

(13) その他の本制度の内容

その他の本制度の内容は、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会において決定いたします。

【ご参考】 本制度の仕組み



- ①当社は、本総会において、本制度の導入に係る株式報酬等の額及び内容の承認を得ます。
- ②当社は、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会において、本制度に基づく株式給付規程を制定します。
- ③当社は、上記①の承認決議の範囲内で資金を拠出し、本制度の対象者を受益者候補とする信託（本信託）を設定します。
なお、上記①の承認決議の範囲内で資金の追加拠出ができるものとします。
- ④本信託は、上記③の資金を原資として、当社株式を株式市場から取得します。
- ⑤本信託内の当社株式に対しても、ほかの当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥本信託内の当社株式に係る議決権は、信託期間を通じて一律に行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、株式給付規程に基づき、取締役に対して、役位及び業績達成状況に応じて、事業年度毎にポイントが付与され、退任等の株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした取締役に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式等を給付します。

以 上

MEMO

招集通知

参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

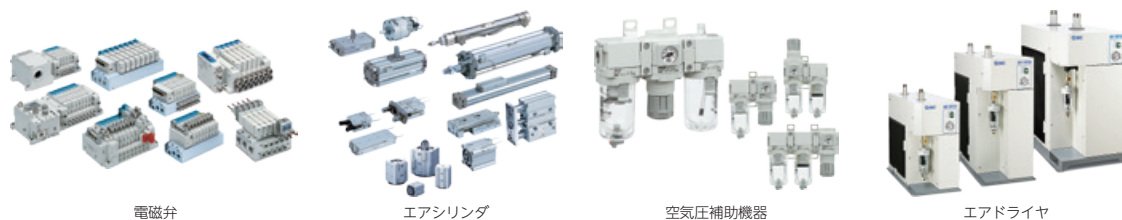
1 企業集団の現況に関する事項

① 主要な事業内容

空気圧機器をはじめとする自動制御機器の製造販売

① 空気圧機器 圧縮空気の圧力をエネルギー源として、物を押す・つかむ・回すといった、人の手に代わるような作業をする機器です。

主要な製品 エアシリンダ、エアチャック、ロータリアクチュエータ、電磁弁、空気圧補助機器、ワンタッチ管継手、真空エジェクタ



② 電動機器



主要な製品 電動アクチュエータ

③ センサ



主要な製品 圧力スイッチ、フロースイッチ

④ 温調機器



主要な製品 サーモチャラー、サーモコン

自動車産業 (自動車組立ライン)



当社グループの製品群は、あらゆる産業分野の自動化・省力化に貢献しています。

単体 業種別売上構成比

第61期
(2020年3月期)

23% 22% 6% 11% 5% 4% 29%

第60期
(2019年3月期)

23% 22% 7% 12% 5% 4% 27%

工作機械 (レーザー加工機)



医療機器

(多項目自動血球分析装置)



食品機械 (ビン詰め充填機)



半導体製造装置 (コータ/デベロッパ)



(ご参考) グローバルネットワーク



イギリス



イタリア



スペイン



ドイツ

欧州 17.2%

売上高 90,672百万円

前期比 -5.4%

米中貿易摩擦の影響を受けた中国向け投資の低迷や、英国のEU離脱をめぐる混乱に、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が加わり、自動車関連及び工作機械向けを中心に需要は落ち込みました。



台湾



香港

アジア 35.1%

売上高 184,709百万円

前期比 -6.5%

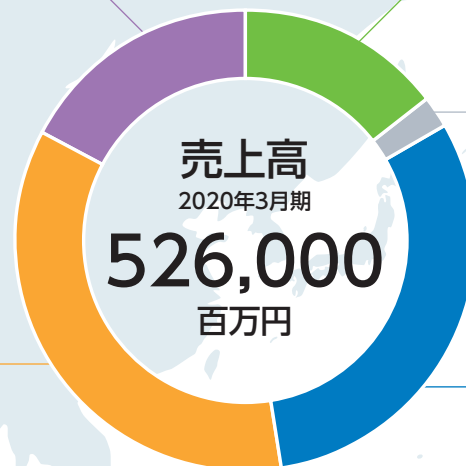
米中貿易摩擦の影響や中国経済の減速の影響などから設備投資需要が冷え込み、市況は厳しい状況で推移しました。新型コロナウイルス感染症の拡大の影響は深刻でしたが、期末にかけて韓国、台湾、シンガポールを中心に半導体関連向けの売上が回復の兆しを見せ、中国では全般的に回復の動きが出ています。



中国



韓国



北米 14.6%

売上高 76,684百万円 前期比 -7.3%

米国では、自動車関連及び工作機械向けの売上が低迷した一方、半導体関連向けの売上は年度後半にかけて立ち上がりを見せましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて全般的に景気は弱含みとなりました。メキシコでは、自動車関連の設備投資が延期された影響を受けました。

その他 2.1%

売上高 10,865百万円 前期比 -8.3%

南米・オセアニアなどその他の地域では、売上高は108億6千5百万円(同8.3%減)となりました。

日本 31.0%

売上高 163,069百万円 前期比 -13.7%

米中貿易摩擦の長期化や自動車販売台数の減少などを背景とした設備投資先送りの動きに加え、年明け以降は新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が広がりました。自動車、半導体、工作機械などすべての業種向けで、売上は前期を下回る結果となりました。



アメリカ



メキシコ



オーストラリア



ブラジル



筑波技術センター



草加工場



筑波工場



釜石工場

② 事業の経過及びその成果

当期における世界経済は、米中貿易摩擦の長期化などによる先行き不透明感から幅広い業種で設備投資を手控える動きが続く中、2020年に入って以降は新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により大きな打撃を受けるなど、非常に厳しい状況で推移しました。

自動制御機器の需要は、半導体関連向けが北米及び

アジアを中心に年度後半から回復基調に転じましたが、自動車関連及び工作機械関連向けは世界的に低迷が続きました。

このような状況の中で当社グループは、国内外における製品供給体制の強化及び合理化・コストダウン、省エネ性能に優れた新製品の開発、グローバル連携に

よる積極的な販売活動の推進などの課題に引き続き取り組みました。

この結果、当期の連結売上高は5,260億円(前期比8.8%減)となり、主に減収の影響から営業利益は1,462億5千4百万円(同18.8%減)となりました。受取利息の増加及び為替差損の発生などから経常利益は1,584億5

千万円(同20.1%減)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は1,105億円(同15.4%減)となりました。

自己資本当期純利益率(ROE)は、前期に比べ2.0ポイント低下して8.9%となりました。

③ 対処すべき課題

当社グループは、以下の経営理念を掲げ、将来に向けて取り組むべき課題を「長期経営ビジョン」として明確にしています。

(1) 経営理念

1) 自動化・省力化に貢献する	空気圧機器をはじめとする自動制御機器製品の製造販売を通じて、「産業界の自動化・省力化に貢献する」ことが、当社の社会的使命であると認識しております。
2) 本業に専心する	「産業界の自動化・省力化に貢献する」要素部品メーカーとしての本分に徹し、本業である自動制御機器事業に経営資源を集中して、競争力の向上に努めてまいります。
3) グローバルに製品を供給する	世界各国・地域のルールやニーズに沿った製品、世界のどの市場でも通用する製品を供給してまいります。

(2) 長期経営ビジョン

1) お客様のニーズを的確にとらえた製品開発を進め、納期・品質・価格等においてお客さまのご要望にお応えできる体制づくりに努める。
2) 生産設備の新規拡充と既存設備の更新に集中的に取り組み、将来を見据えたグローバルな最適生産体制を確立するとともに、合理化・コストダウンを加速する。
3) グローバル市場における競争に勝ち残り、より一層高いマーケットシェアの獲得を目指す。

④ 設備投資の状況

将来を見据えたグローバルな最適生産体制の確立を目指して、国内外において工場の新設・増設、工場用地の取得を積極的に進めました。

また、さらなる合理化・コストダウンを実現するため、新規設備の導入や金型の更新等を実施し、当期の設備投資の総額は、383億7千万円（前期比20.1%増）となりました。

当期中の主な設備投資案件は、次のとおりです。



SMC Mfgベトナム 第3工場（第1期建設工事）

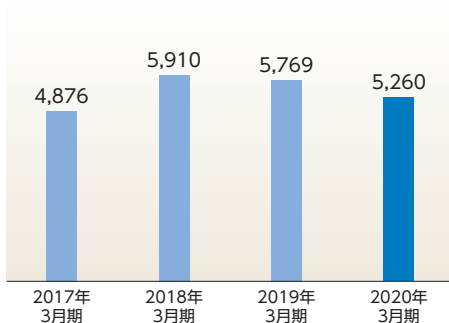


SMC天津製造（第1期建設工事）

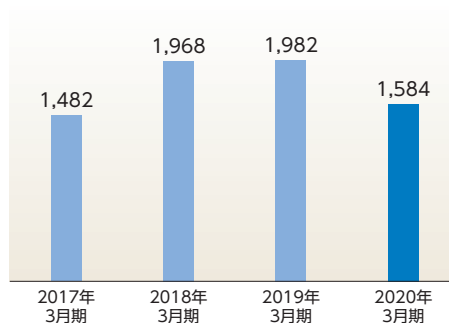
⑤ 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第58期 (2017年 3 月期)	第59期 (2018年 3 月期)	第60期 (2019年 3 月期)	第61期(当期) (2020年 3 月期)
売 上 高 (百万円)		487,625	591,035	576,948	526,000
経 常 利 益 (百万円)		148,237	196,846	198,201	158,450
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		113,095	136,869	130,631	110,500
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)		1,683.12	2,036.33	1,943.35	1,656.44
総 資 産 (百万円)		1,192,444	1,342,890	1,389,308	1,390,539
純 資 産 (百万円)		1,030,369	1,150,416	1,243,252	1,253,266
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)		15,292.53	17,067.08	18,447.39	18,794.58
自己資本当期純利益率 (ROE)		11.5%	12.6%	10.9%	8.9%

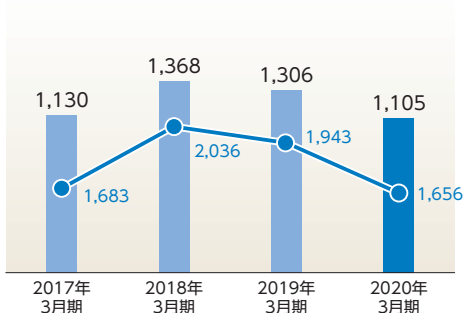
売上高 (億円)



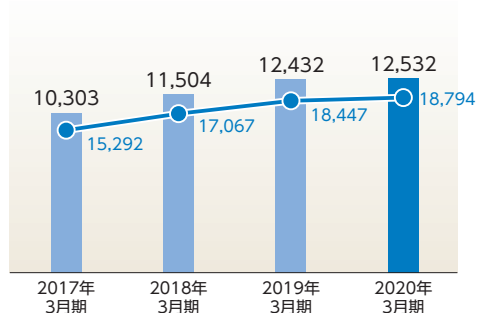
経常利益 (億円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (億円) ● 1株当たり当期純利益 (円)



■ 純資産 (億円) ● 1株当たり純資産額 (円)



⑥ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
日本機材株式会社	304 百万円	47.3 %	空気圧機器等の販売
制御機材株式会社	100 百万円	100.0	空気圧機器等の販売
SMCアメリカ	172,700 千米ドル	100.0	空気圧機器等の製造販売
SMCドイツ	84,101 千ユーロ	100.0	空気圧機器等の製造販売
SMCイギリス	14,500 千英ポンド	100.0	空気圧機器等の製造販売
SMCイタリア	18,145 千ユーロ	99.9	空気圧機器等の製造販売
SMCスペイン	3,305 千ユーロ	100.0	空気圧機器等の製造販売
SMCシンガポール	5,600 千シンガポールドル	100.0	空気圧機器等の製造販売
SMC香港	100 千香港ドル	(注) 100.0	空気圧機器等の製造販売
SMC台湾	420,840 千台湾ドル	100.0	空気圧機器等の製造販売
SMC韓国	46,500 百万ウォン	100.0	空気圧機器等の製造販売
SMC広州	144 百万円	100.0	空気圧機器等の製造販売
SMC中国	1,504 百万円	100.0	空気圧機器等の製造販売
SMC北京製造	1,716 百万円	100.0	空気圧機器等の製造
SMC Mfg シンガポール	10,000 千シンガポールドル	100.0	空気圧機器等の製造
SMCオーストラリア	20,000 千豪ドル	100.0	空気圧機器等の製造販売
SMCブラジル	332,525 千レアル	(注) 100.0	空気圧機器等の製造販売

(注) SMC香港及びSMCブラジルに対する当社の出資比率は、当社の100%子会社による間接保有分を含めた数値です。

当期から、重要性が増した非連結子会社9社を新たに連結の範囲に加えました。これにより連結子会社は、上記の重要な子会社17社を含む44社となりました。

SMCドイツは、設備資金等に充当するため増資を行いました。また当社は、SMCイタリア及びSMCスペインの株式について、少数株主からの買取りを行いました。

⑦ 従業員の状況

従業員数	20,853名	前期末比	1,107名増
------	---------	------	---------

(注) 1. 従業員数は、就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む)です。
2. 上記のほか、臨時従業員5,126名(期中平均人員。前期比387名減)を雇用しています。

⑧ 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	9,285百万円

⑨ 主要な拠点

区 分	名称及び所在地
当 社	本 社 東京都千代田区外神田四丁目14番1号 秋葉原UDX
	営 業 所 仙台、大宮(埼玉県さいたま市)、甲府、東京、厚木、浜松、豊田、名古屋、金沢 京都、大阪、岡山、広島、福岡
	工 場 草加、筑波(茨城県常総市)、矢祭、釜石、遠野、下妻
	研 究 所 筑波技術センター(茨城県つくばみらい市)
国 内 販 売 会 社	日本機材株式会社(大阪府大阪市)、制御機材株式会社(東京都新宿区)
海 外 製 造・販 売 会 社	SMCアメリカ、SMCドイツ、SMCイギリス、SMCイタリア、SMCスペイン SMCシンガポール、SMC香港、SMC台湾、SMC韓国、SMC広州、SMC中国 SMCオーストラリア、SMCブラジル
海 外 製 造 会 社	SMC北京製造、SMC Mfgシンガポール
海 外 研 究 開 発 拠 点	米国技術センター、欧州技術センター(イギリス)、ドイツ技術センター 中国技術センター

⑩ その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

① 発行済株式の総数 67,369,359株（自己株式数 850,846株を含む。）

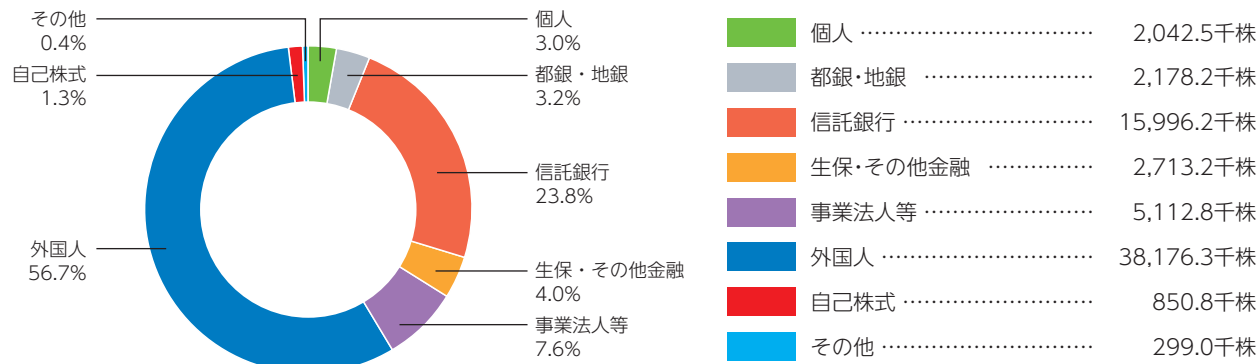
② 株主数 4,489名

③ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,589.7 千株	6.89 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,979.7	5.98
合同会社高田インターナショナル	3,793.0	5.70
トン ファイナンス ビービー	3,443.5	5.17
ジェーピー モルガン チェース バンク 385632	2,995.5	4.50
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140042	2,041.7	3.06
株式会社りそな銀行	1,861.8	2.79
第一生命保険株式会社	1,516.0	2.27
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140044	1,280.3	1.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,278.0	1.92

（注）持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した66,518,513株をもとに算出し、小数点以下第3位を切り捨てて表示しています。

所有者別株式分布状況



④ その他株式に関する重要な事項

当社は、2019年5月15日開催の取締役会における決議に基づき、以下のとおり自己株式の取得を行いました。

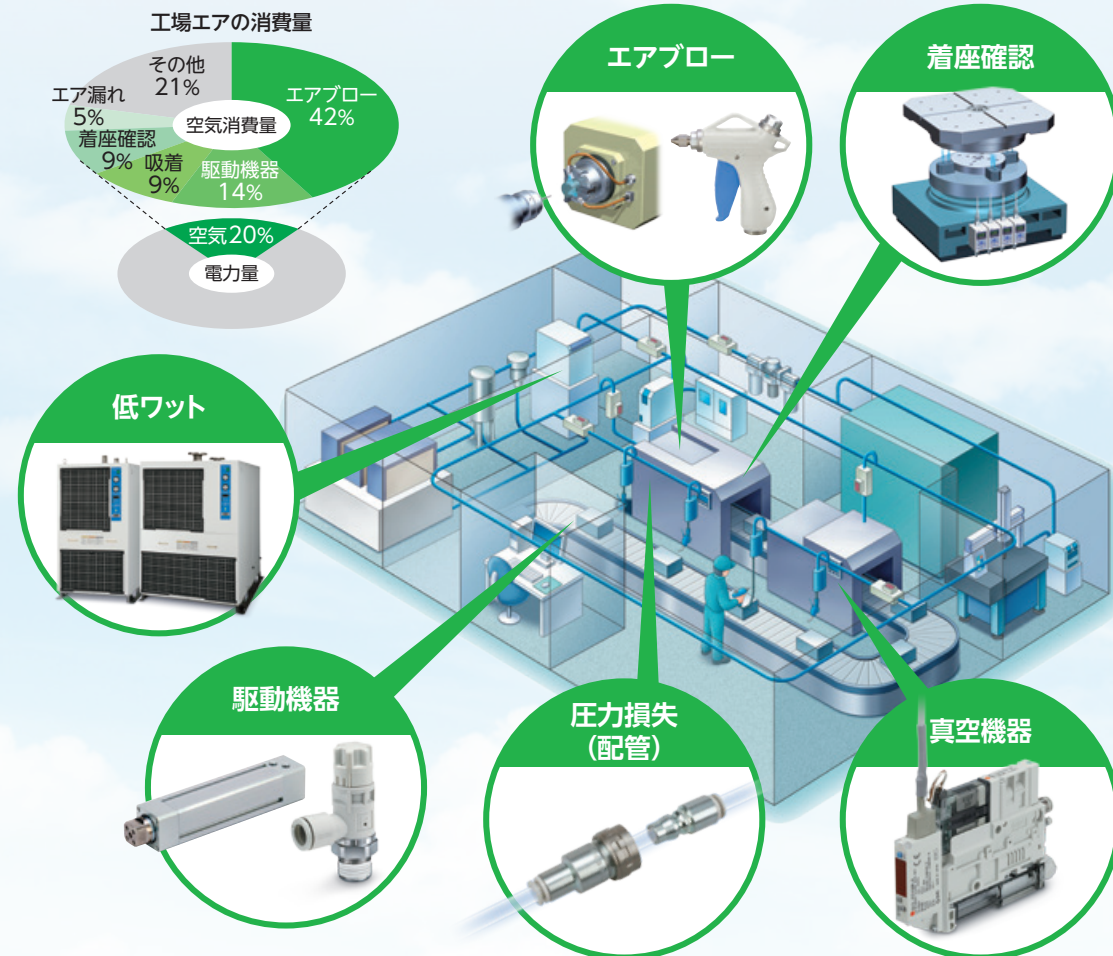
- | | |
|----------------|-----------------------------|
| (1) 取得の目的 | 機動的な資本政策の遂行、株主還元の充実、資本効率の向上 |
| (2) 取得した株式の総数 | 普通株式 700,000株 |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 27,314百万円 |
| (4) 取得期間 | 2019年6月3日から2019年8月15日まで |
| (5) 取得方法 | 市場買付 |

Environment

環境

当社は、製品の設計・開発からライフサイクル（製造、梱包・搬送、使用及び廃棄）に至るまでの環境負荷の低減を図り、環境にやさしい製品づくりに努めています。

また、製品アセスメントにより、省資源、長寿命、省エネルギー、安全性、梱包材の種類と量及び廃棄方法などの観点から製品の環境影響を評価し、環境に配慮した製品を開発します。



省エネテーマ



Social

社会

活動事例 1

緑のトラスト協会緑地保全活動

当社は、公益財団法人さいたま緑のトラスト協会が推進する緑地保全活動に参加しています。当社の従業員が、下草刈り、枝打ち、落葉上げによる清掃など、地域の緑を守る作業を行っています。



活動事例 2

工場立地地域への振興支援

当社は、工場立地地域である岩手県釜石市の震災復興支援と地域振興への協力の一環として、「釜石市ラグビーこども未来基金」および「釜石市スポーツ振興基金」に対して寄付を行いました。

これら寄付金の一部は、ラグビーワールドカップ2019日本大会釜石開催のための経費や「釜石鵜住居復興スタジアム」の建設資金として活用されました。

(写真提供：釜石市)



Governance

ガバナンス

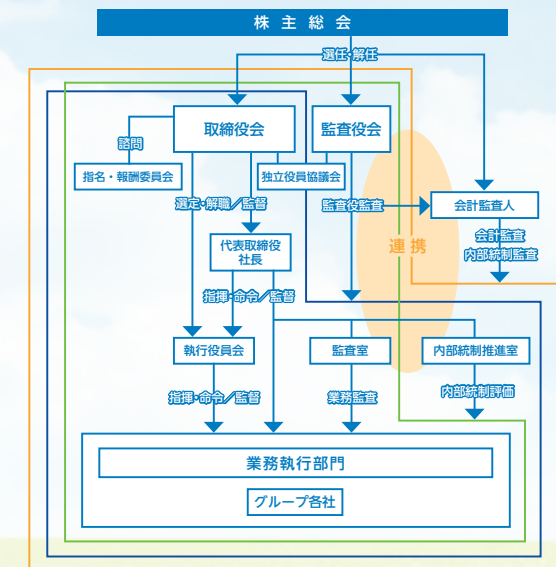
基本的な考え方

当社は、意思決定の迅速化と経営の透明性の確保を両立させたコーポレート・ガバナンス体制の確立が、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、株主の皆様の権利保護を図るために極めて重要であると認識しています。

コーポレート・ガバナンス体制

2020年4月、取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しました。

同委員会は、代表取締役及び独立社外取締役の全員をもって構成し、委員長は独立社外取締役である委員の互選により選定します。



3 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等

氏 名		地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
高 田 芳 行	取 締 役 名 誉 会 長		
丸 山 勝 徳	代 表 取 締 役 社 長	(指名・報酬委員会委員)	
高 田 芳 樹	代 表 取 締 役 副 社 長	営業本部長 (指名・報酬委員会委員)	SMCアメリカ取締役会長
小 杉 清 次	取 締 役 専 務 執 行 役 員	技術本部長	
佐 竹 正 彦	取 締 役 専 務 執 行 役 員	製造本部長	
磯 江 敏 夫	取 締 役 執 行 役 員	総務部長	
太 田 昌 宏	取 締 役 執 行 役 員	経理部長	
薄 井 郁 二	取 締 役 相 談 役		
海 津 政 信	社 外 取 締 役	(指名・報酬委員会委員長)	野村證券株式会社金融経済研究所 シニア・リサーチ・フェロー兼アドバイザー
香 川 利 春	社 外 取 締 役	(指名・報酬委員会委員)	
森 山 尚 人	常 勤 監 査 役		
東 葭 新	社 外 監 査 役	公認会計士(公認会計士東葭新事務所代表) 日本調剤株式会社 社外取締役(監査等委員)	
内 川 治 哉	社 外 監 査 役	弁護士(弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー) 株式会社アプラスフィナンシャル 社外取締役	

- (注) 1. 海津政信、香川利春、東葭 新、内川治哉の各氏は、一般株主の利益保護のため株式会社東京証券取引所が上場会社に対して確保することを義務づけている、独立役員です。
2. 監査役東葭 新氏は公認会計士・税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
3. 当事業年度中に辞任した監査役（2019年6月27日付）

氏 名	辞任時の地位及び担当
藤 野 英 三	常 勤 監 査 役

4. 2019年6月27日開催の第60期定時株主総会終結の時をもって、大橋栄次氏は任期満了により取締役を退任し、藤野英三氏は監査役を辞任し、小川良明、鈴江辰男の両氏は任期満了により社外監査役を退任しました。また同定時株主総会において、新たに磯江敏夫、太田昌宏の両氏が取締役に、森山尚人、東葭 新、内川治哉の各氏が監査役にそれぞれ選任され、就任しました。

5. 当事業年度中の取締役の役職の異動
(2019年7月1日付)

氏 名	新役職名	旧役職名
薄 井 郁 二	取締役相談役	取締役専務執行役員 管理本部長

(2019年9月26日付)

氏 名	新役職名	旧役職名
高 田 芳 行	取締役名誉会長	代表取締役会長
高 田 芳 樹	代表取締役副社長 営業本部長	取締役専務執行役員 営業本部長

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	退職慰労金	
取 締 役 (うち社外取締役)	418百万円 (18百万円)	382百万円 (18百万円)	35百万円 (一)	11名 (2名)
監 査 役 (うち社外監査役)	29百万円 (12百万円)	29百万円 (12百万円)	一 (一)	6名 (4名)

(注) 1. 上記には、2019年度中に退任した取締役1名及び監査役3名(うち社外監査役2名)に対する報酬が含まれています。
2. 退職慰労金は、当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額と、2019年度中に退任した取締役1名に対する実際の支給額と計上済の引当金額の差額とを合計したものです。
3. 役員報酬等の額の決定に関する方針
2007年6月28日開催の第48期定時株主総会において、各事業年度の基本報酬の総額は、取締役については年額900百万円以内、監査役については年額100百万円以内と定められています。
各役員の基本報酬の具体的な金額は、毎年、の定時株主総会終了後、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議によって、業績の見通し、従業員給与の水準並びに各人の業績に対する貢献度、役職、担当職務及び在任年数等を総合的に勘案して決定しています。
取締役に対する退職慰労金は、取締役会決議によって定めた「役員退職慰労金規程」に基づいて機械的に算出される基準支給額をもとに、各事業年度における期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しており、実際に取締役が退任した際には、株主総会において退職慰労金支給議案のご承認をいただいた後、取締役会の決議により、上述の基準支給額に上記規程に定める範囲内において各支給対象者の在任中の功労を勘案した加算を行うか否かを含め、具体的な金額を決定しています。
退職慰労金支給議案を株主総会に上程する際には、支給総額の上限金額を明示して、株主の皆様にお諮りすることとしています。
なお当社は、2020年4月16日に、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しました。

③ 社外役員に関する事項

(1) 当事業年度における主な活動状況

氏名及び地位	出席状況(出席率)		主な活動状況
	取締役会	監査役会	
海 津 政 信 社外取締役	8 回中 8 回 (100.0%)	—	エコノミスト・証券アナリストとしての経済・金融情勢、企業経営及び財務会計に関する専門的な知見に基づき、特に一般株主・投資家の利益保護を重視して、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監督し、経営の透明性をより一層高めていただくとともに、会社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から、経営の方針に関する助言をいただいています。 また、経済・金融情勢に関する最新の情報を取締役会に提供していただいています。 当事業年度においても、当社の長期的な経営課題について、多数のご意見を頂戴しました。
香 川 利 春 社外取締役	8 回中 8 回 (100.0%)	—	当社の事業領域と極めて密接な関連を持つ流体計測制御を専門とする研究者・教育者としての専門知識と豊富な経験に基づき、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監督し、経営の透明性をより一層高めていただくとともに、会社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から、特に研究開発活動及び技術者の育成に係る施策を中心に、経営の方針に関する助言をいただいています。 当事業年度においても、当社の長期的な経営課題について、多数のご意見を頂戴しました。
東 葭 新 社外監査役	6 回中 6 回 (100.0%)	9 回中 9 回 (100.0%)	公認会計士としての企業会計及び会計監査に関する専門的知見と豊富な経験に基づき、特に財務会計及び情報開示の適正性確保の観点を重視して、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監査していただくとともに、経営全般に関する助言をいただいています。
内 川 治 哉 社外監査役	6 回中 5 回 (83.3%)	9 回中 9 回 (100.0%)	弁護士としての会社法及び金融商品取引法その他の法令並びに上場会社に求められるコンプライアンスに関する専門的知見と豊富な経験に基づき、特に法リスク管理とコンプライアンスの観点を重視して、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監査していただくとともに、経営全般に関する助言をいただいています。

(2) 重要な兼職先と当社との関係

特に記載すべき関係はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役各氏との間で、会社法第427条第1項並びに当社定款第27条及び第37条の規定に基づく責任限定契約を締結しています。

これにより、社外取締役及び社外監査役は、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、会社法第423条第1項の損害賠償責任を負担することとなります。

4 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

清陽監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	71百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	71百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査（内部統制監査を含む）の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記支払額にはこれらの合計額を記載しています。
 2. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由
 監査役会は、取締役、社内関係部門、会計監査人から資料の提出及び報告を受け、会計監査人の職務遂行状況、監査計画の内容及び報酬見積りの算定根拠を検討した結果、適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意しました。

③ 子会社の監査に関する事項

「[1] 企業集団の現況に関する事項 ⑥ 重要な子会社の状況」に記載の子会社17社のうち、制御機材株式会社を除く16社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

なお、一部の海外子会社は、当社の会計監査人と同一のネットワーク（Baker Tilly International）に属する監査法人の監査を受けています。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき、あるいは会計監査人としてふさわしくない非行があったときなど会社法第340条に定める解任事由に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

このほか、会計監査人が職務を適正に行うことが困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任若しくは不再任に関する議案の内容を決定します。

5 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「SMCグループ企業行動指針」「SMCグループ行動規範」を制定し、法令及び倫理規範を遵守して公明正大な企業活動を行うことを通じて、顧客及び取引先はもとより、広く社会全体から信頼される企業を目指す姿勢を明確にしています。
- ・任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性の強化を図っています。
- ・グループ全体を対象とした内部通報制度及び利益相反行為届出制度を整備し、不正行為の抑止と是正に役立てています。社内規程により、内部通報者の保護を図り、正当な通報を行った者に対する不利益取扱いや嫌がらせ行為を禁止しています。
- ・反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求に対しては、弁護士及び警察等との緊密な連携のもと、組織的に毅然とした対応をとります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・情報管理規程を制定し、重要な情報の漏洩を防ぐ体制を整備しています。
- ・情報取扱責任者の指揮の下、適時適切な情報開示に努めています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・品質、環境対策、防災等の特に重要なリスクを管理する専任の部署又は委員会を設置しています。
- ・品質クレームに関する情報を社長に報告させ、対応と再発防止策の内容を検証しています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・執行役員会を設置し、各部門責任者間の情報共有の迅速化を図っています。
- ・長期経営ビジョン、全社及び各部門の年度方針・年度予算を定め、適切な業務管理を実行しています。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社との間で契約を締結し、重要事項についての当社との事前協議、事業計画・決算等についての定期報告及び当社との定期協議、業務に起因する損失及び災害等による損失又は法令違反行為等の重要な事象が発生した場合の当社への報告を義務づけています。

- ・財務報告の信頼性を確保するために必要なリスク管理（財務報告に係る内部統制）の体制を整備・運用し、定期的な評価を通じてその有効性の向上を図っています。
- ・関係会社管理規程の整備、役員の派遣及び株主権の行使並びに子会社との定期協議を通じて、子会社の管理と統一的かつ効率的なグループ戦略の推進を適切に行っています。

(6) 監査役の職務を補助する従業員に関する事項

- ・監査役の職務を補助する監査役スタッフとして、内部監査及び財務会計等に係る知見を有する適切な人員を配置しています。
- ・監査役スタッフは、監査役の指示に従い、監査役の監査のために必要な調査を行う権限を有しています。
- ・監査役スタッフに対する人事異動の発令及び懲戒処分の実施に際しては、監査役と協議のうえ決定することとしています。

(7) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び従業員は、監査役に対して、業務執行の状況を定期的に報告し、また要請に応じて随時報告しています。
- ・取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告することとしています。
- ・取締役及び従業員は、子会社の取締役及び従業員等から、子会社における重要な事象につき報告を受けた場合、適時適切に監査役に報告することとしています。
- ・監査役に報告をしたことを理由として、当社及び子会社の取締役及び従業員等に対して不利益な取扱いを行うことを禁止しています。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役の職務の執行のために必要な費用は、前払いも含め、監査役からの請求に応じてすみやかに処理することとしています。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役と社長との会合、監査役と会計監査人及び内部監査部門との会合を定期的に行い、監査環境の改善と監査人相互の連携強化を図っています。

② 当該体制の運用状況の概要

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「SMCグループ企業行動指針」「SMCグループ行動規範」を当社ウェブサイト上に公開し、法令及び倫理規範を遵守して公明正大な企業活動を行うことを通じて、顧客及び取引先はもとより、広く社会全体から信頼される企業を目指す姿勢をより一層明確にしています。
- ・「SMCグループ企業行動指針」を踏まえて、当社グループの役員・従業員が遵守すべき事項を具体的に示した「SMCグループ行動規範」を制定し、英訳版をグループ各社に配付しています。
財務報告に係る内部統制の評価手続の一環として、連結子会社各社において「SMCグループ行動規範」の周知が図られていることを、毎年確認しています。
- ・役員が関与した違法行為又は不適切な行為にも対応できるよう、社内の通報窓口とは別に、内部通報処理の実務に精通した外部の法律事務所に委託して、社外通報窓口を設定しています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・マイナンバー制度の運用に際して、マイナンバー取扱い従業員の選定やセキュリティ機器を配置した専用作業室の設置など、必要な対応策を講じています。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・執行役員制度を導入し、業務執行の細部にわたる事項は執行役員会において検討し、取締役会においては経営戦略の検討や重要性の高い投資案件に関する審議を行う方向で、実務の見直しを進めています。

(4) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社が単独で行う投資等についても、特に重要な案件については当社取締役会の承認が必要である旨を、取締役会規程において明確に定めています。当期も複数の案件について、取締役会において詳細に検討し、社外取締役も交えて活発な討議が行われました。

(5) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役会、会計監査人、内部監査部門の間の連携強化をさらに推進しました。

(注) 事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	(ご参考)第60期 (2019年3月31日現在)	第61期(当期) (2020年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産	967,924	964,549
現金及び預金	519,609	548,311
受取手形及び売掛金	158,079	143,136
有価証券	31,977	12,454
商品及び製品	102,936	103,456
仕掛品	19,753	18,913
原材料及び貯蔵品	107,578	110,190
その他	28,449	28,603
貸倒引当金	△ 460	△ 517
固定資産	421,384	425,989
有形固定資産	170,342	188,477
建物及び構築物	73,752	82,169
機械装置及び運搬具	27,928	34,857
工具、器具及び備品	7,453	7,789
土地	38,194	38,611
建設仮勘定	23,012	25,049
無形固定資産	11,456	10,771
借地権	9,046	8,649
その他	2,409	2,122
投資その他の資産	239,585	226,740
投資有価証券	96,320	74,791
退職給付に係る資産	48	35
保険積立金	132,936	139,226
繰延税金資産	6,021	5,859
その他	5,736	8,276
貸倒引当金	△ 1,479	△ 1,448
資産合計	1,389,308	1,390,539

科目	(ご参考)第60期 (2019年3月31日現在)	第61期(当期) (2020年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債	117,670	94,364
支払手形及び買掛金	38,513	38,379
短期借入金	4,503	3,726
未払法人税等	23,800	14,669
賞与引当金	2,894	2,434
その他	47,959	35,155
固定負債	28,385	42,908
長期借入金	2,735	7,790
繰延税金負債	11,287	18,682
役員退職慰労引当金	956	964
退職給付に係る負債	6,398	8,296
その他	7,007	7,175
負債合計	146,056	137,272
(純資産の部)		
株主資本	1,220,251	1,285,922
資本金	61,005	61,005
資本剰余金	73,372	73,335
利益剰余金	1,088,960	1,182,014
自己株式	△ 3,086	△ 30,432
その他の包括利益累計額	19,767	△ 35,734
その他有価証券評価差額金	7,667	6,344
為替換算調整勘定	12,824	△ 40,084
退職給付に係る調整累計額	△ 724	△ 1,994
非支配株主持分	3,232	3,078
純資産合計	1,243,252	1,253,266
負債純資産合計	1,389,308	1,390,539

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	(ご参考) 第60期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)	第61期(当期) (2019年4月1日から2020年3月31日まで)
売上高	576,948	526,000
売上原価	280,104	266,148
売上総利益	296,843	259,852
販売費及び一般管理費	116,640	113,597
営業利益	180,203	146,254
営業外収益	18,781	16,788
受取利息	9,301	10,710
為替差益	2,827	—
保険積立金運用益	1,749	2,385
その他	4,902	3,692
営業外費用	783	4,592
支払利息	116	124
売上割引	261	390
有価証券売却損	281	474
為替差損	—	3,335
その他	124	266
経常利益	198,201	158,450
特別利益	341	538
固定資産売却益	111	173
投資有価証券売却益	214	225
子会社清算益	—	117
その他	15	22
特別損失	1,460	855
固定資産除却損	208	225
投資有価証券売却損	—	311
子会社株式評価損	1,202	199
その他	50	118
税金等調整前当期純利益	197,081	158,133
法人税、住民税及び事業税	52,465	39,063
法人税等調整額	13,801	8,475
当期純利益	130,814	110,594
非支配株主に帰属する当期純利益	183	93
親会社株主に帰属する当期純利益	130,631	110,500

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (抄) (2019年4月1日から2020年3月31日まで) (単位: 百万円)

項目	(ご参考) 第60期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)	第61期(当期) (2019年4月1日から2020年3月31日まで)
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー	75,627	124,610
税金等調整前当期純利益	197,081	158,133
減価償却費	16,255	16,669
受取利息及び受取配当金	△ 9,942	△ 12,230
為替差損益 (△は益)	△ 2,863	△ 252
売上債権の増減額 (△は増加)	2,485	7,859
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△ 25,653	△ 9,328
仕入債務の増減額 (△は減少)	△ 49,140	4,319
その他	△ 28	△ 5,103
小計	128,195	160,067
利息及び配当金の受取額	9,925	12,024
利息の支払額	△ 99	△ 110
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△ 62,392	△ 47,370
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 58,800	24,923
定期預金の預入による支出	△ 301,880	△ 216,171
定期預金の払戻による収入	276,719	280,556
有形固定資産の取得による支出	△ 29,647	△ 38,498
無形固定資産の取得による支出	△ 1,672	△ 481
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	△ 18,153	△ 12,018
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	18,270	14,369
保険積立金の積立による支出	△ 8,713	△ 8,675
保険積立金の払戻による収入	5,003	4,106
その他	1,274	1,737
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 26,151	△ 49,925
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△ 30	2,100
長期借入れによる収入	2,600	6,500
長期借入金の返済による支出	△ 1,770	△ 4,413
自己株式の取得による支出	△ 20	△ 27,346
配当金の支払額	△ 26,882	△ 26,745
その他	△ 48	△ 19
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 999	△ 17,054
V. 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△ 10,323	82,555
VI. 現金及び現金同等物の期首残高	322,690	312,366
VII. 連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	—	4,206
VIII. 現金及び現金同等物の期末残高	312,366	399,128

(注) 連結計算書類等の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	(ご参考)第60期 (2019年3月31日現在)	第61期(当期) (2020年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産	371,574	363,505
現金及び預金	100,407	107,848
受取手形	26,382	21,944
売掛金	64,665	67,381
有価証券	31,977	12,454
商品及び製品	31,711	37,370
仕掛品	11,017	9,968
原材料及び貯蔵品	73,184	75,028
未収入金	29,126	28,397
その他	3,180	3,217
貸倒引当金	△ 80	△ 105
固定資産	491,585	492,702
有形固定資産	59,730	62,477
建物及び構築物	28,046	27,342
機械装置及び運搬具	8,888	12,508
工具、器具及び備品	1,908	1,931
土地	16,784	17,330
建設仮勘定	4,103	3,364
無形固定資産	535	400
ソフトウェア	455	321
その他	79	79
投資その他の資産	431,319	429,823
投資有価証券	74,774	58,516
関係会社株式	101,731	108,171
関係会社出資金	110,587	110,587
前払年金費用	1,560	2,526
繰延税金資産	8,635	8,730
保険積立金	132,893	139,181
その他	1,163	2,188
貸倒引当金	△ 27	△ 79
資産合計	863,159	856,207

科目	(ご参考)第60期 (2019年3月31日現在)	第61期(当期) (2020年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債	97,756	75,252
買掛金	38,976	41,473
短期借入金	8,761	5,767
未払金	16,292	5,077
未払法人税等	18,178	8,996
未払費用	9,756	9,401
その他	5,791	4,535
固定負債	11,851	16,554
長期借入金	—	5,000
退職給付引当金	5,042	4,672
役員退職慰労引当金	629	614
その他	6,178	6,267
負債合計	109,608	91,807
(純資産の部)		
株主資本	746,144	758,099
資本金	61,005	61,005
資本剰余金	73,270	73,271
資本準備金	72,576	72,576
その他資本剰余金	694	694
利益剰余金	614,954	654,255
利益準備金	15,251	15,251
その他利益剰余金	599,703	639,004
特別償却準備金	37	104
資産圧縮積立金	288	275
別途積立金	150,250	150,250
繰越利益剰余金	449,126	488,373
自己株式	△ 3,086	△ 30,432
評価・換算差額等	7,406	6,301
その他有価証券評価差額金	7,406	6,301
純資産合計	753,551	764,400
負債純資産合計	863,159	856,207

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	(ご参考) 第60期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)	第61期(当期) (2019年4月1日から2020年3月31日まで)
売上高	371,574	333,045
売上原価	225,860	208,665
売上総利益	145,714	124,379
販売費及び一般管理費	34,351	31,505
営業利益	111,362	92,874
営業外収益	39,801	8,467
受取利息及び配当金	31,475	3,630
保険積立金運用益	1,749	2,385
有価証券売却益	1,472	123
為替差益	1,721	—
保険配当金	547	460
受取ロイヤリティー	917	990
その他	1,918	876
営業外費用	601	8,586
支払利息	203	240
売上割引	115	103
有価証券売却損	281	474
為替差損	—	7,690
その他	1	76
経常利益	150,562	92,755
特別利益	217	345
投資有価証券売却益	214	225
子会社清算益	—	117
その他	3	2
特別損失	109	562
固定資産除却損	107	25
投資有価証券売却損	—	311
子会社株式評価損	—	197
減損損失	—	19
その他	2	8
税引前当期純利益	150,671	92,538
法人税、住民税及び事業税	37,178	26,097
法人税等調整額	584	393
当期純利益	112,907	66,048

(注) 計算書類の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

SMC株式会社
取締役会 御中

清陽監査法人
東京都港区

指 定 社 員	公認会計士	斉 藤 孝 ㊞
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	乙 藤 貴 弘 ㊞
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	中 山 直 人 ㊞
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、SMC株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMC株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

SMC株式会社
取締役会 御中

清陽監査法人
東京都港区

指 定 社 員	公認会計士	斉 藤 孝 ㊞
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	乙 藤 貴 弘 ㊞
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	中 山 直 人 ㊞
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SMC株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

2020年5月21日

SMC株式会社 監査役会

常勤監査役	森 山 尚 人 ㊞
監査役（社外監査役）	東 葭 新 ㊞
監査役（社外監査役）	内 川 治 哉 ㊞

以上

株主メモ

■事業年度

毎年4月1日から3月31日まで

■基準日

定時株主総会・期末配当 毎年3月31日

中間配当 毎年9月30日

■株主名簿管理人／特別口座管理機関

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

各種お問合せ先・郵便物ご送付先

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電話 0120-782-031（フリーダイヤル）

ホームページ

<https://www.smtb.jp/personal/agency/>

よくあるご質問（FAQ）

https://faq-agency.smtb.jp/?site_domain=personal

■公告方法

当社ホームページ <https://www.smcworld.com/ir.htm>

に掲載

（事故その他やむを得ない場合は、日本経済新聞に掲載）

■住所変更、単元未満株式の買取・買増請求等について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。

特別口座に記録された株式に係るお手続きについては、三井住友信託銀行（特別口座管理機関）にお申出ください。

【ご注意】

特別口座に記録された株式は、いったん株主様ご本人名義の証券口座に移してからでないと売却等ができません（単元未満株式の買取請求は特別口座から直接行うことができます）。

特別口座から証券口座への振替に係るお手続きについては、三井住友信託銀行（特別口座管理機関）にお問合せください。

■未払配当金のお支払いについて

三井住友信託銀行（株主名簿管理人）にお申出ください。

株主総会会場ご案内図



場 所

東京都千代田区外神田四丁目14番1号

秋葉原UDX15階 当社本社 大会議室

5階オフィスロビーから北側エレベータをご利用ください。
電話 03-5207-8271 (代)

交通手段のご案内

JR総武線・山手線・京浜東北線

秋葉原駅 電気街口

より徒歩3分

東京メトロ日比谷線

秋葉原駅 2番又は3番出口

より徒歩4分

東京メトロ銀座線

末広町駅 1番又は3番出口

より徒歩5分

つくばエクスプレス

秋葉原駅 A3出口

より徒歩3分

SMC株式会社

〒101-0021

東京都千代田区外神田4-14-1 秋葉原UDX 15F

<https://www.smcworld.com>



見やすくまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮した
植物油インキを
使用しています。

株 主 各 位

第 6 1 期定時株主総会招集ご通知に係る
インターネット開示書類

2 0 2 0 年 6 月

SMC株式会社

目 次

I. 連結株主資本等変動計算書	1 頁
II. 連結注記表	2 頁
III. 株主資本等変動計算書	8 頁
IV. 個別注記表	9 頁

上記の書類は、会社計算規則及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.smcworld.com/ir.htm>) に掲載することにより、株主の皆様提供したものとみなされる書類であります。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	61,005	73,372	1,088,960	△3,086	1,220,251
当期変動額					
剰余金の配当			△26,747		△26,747
親会社株主に帰属する 当期純利益			110,500		110,500
自己株式の取得				△27,346	△27,346
自己株式の処分		0		0	0
連結範囲の変動			9,301		9,301
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△37			△37
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△37	93,054	△27,346	65,671
当期末残高	61,005	73,335	1,182,014	△30,432	1,285,922

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	7,667	12,824	△724	19,767	3,232	1,243,252
当期変動額						
剰余金の配当						△26,747
親会社株主に帰属する 当期純利益						110,500
自己株式の取得						△27,346
自己株式の処分						0
連結範囲の変動						9,301
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						△37
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△1,323	△52,909	△1,269	△55,502	△154	△55,656
当期変動額合計	△1,323	△52,909	△1,269	△55,502	△154	10,014
当期末残高	6,344	△40,084	△1,994	△35,734	3,078	1,253,266

連 結 注 記 表

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 44社

主要な連結子会社の名称

日本機材株式会社	SMCイタリア	SMC台湾	SMC北京製造
制御機材株式会社	SMCスペイン	SMC韓国	SMC Mfgシンガポール
SMCアメリカ	SMCシンガポール	SMC広州	SMCオーストラリア
SMCドイツ	SMC香港	SMC中国	SMCブラジル
SMCイギリス			

当連結会計年度より、非連結子会社でありましたSMCベトナム、日本機材上海、SMCインドネシア、SMCポーランド、SMCトルコ、SMCフィンランド、SMCハンガリー、SMCデンマーク及びSMCスロベニアの9社は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称 SMCルーマニア、SMCチリ

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社31社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社（SMCルーマニア他30社）及び関連会社1社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、SMC中国、SMC北京製造、SMC広州、SMCメキシコ、SMCロシア、SMCブラジル、SMC天津製造及び日本機材上海の決算日は12月31日ではありますが、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行って計算書類を作成し、これを基礎として連結決算を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

a. 時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。）

b. 時価のないもの…移動平均法に基づく原価法によっております。

② たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、主として定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）により、在外連結子会社は主として当該国の会計基準に基づく定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物	3年～50年
機械装置及び運搬具	2年～17年
工具、器具及び備品	2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定額法により、在外連結子会社は当該国の会計基準に基づく定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として個別評価による回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

連結子会社の一部は、従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

当社及び連結子会社の一部は、役員の退職慰労金支給に備えるため、支給内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の計上基準

退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。連結子会社の一部は、退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産並びに退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額	222,291百万円
2. 非連結子会社及び関連会社に対するもの 投資有価証券（株式）	14,709百万円

[連結損益計算書に関する注記]

1. 販売費及び一般管理費の主要な項目	
給料及び手当	42,077百万円
賞与	7,683百万円
退職給付費用	1,831百万円
貸倒引当金繰入額	427百万円
2. 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費	21,480百万円

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
発行済株式	普通株式	67,369,359株	—	—	67,369,359株
自己株式	普通株式	150,139株	700,719株	12株	850,846株

（注）自己株式の増加700,719株のうち700,000株は取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであり、719株は単元未満株式の買取りによるものであります。また減少12株は単元未満株式の売渡しによるものであります。

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	13,443百万円	200円	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年11月12日 取締役会	普通株式	13,303百万円	200円	2019年9月30日	2019年11月29日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2020年6月26日開催予定の定時株主総会に、次のとおり付議する予定であります。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	13,303百万円	200円	2020年3月31日	2020年6月29日

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については自己資金のほか銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

一時的な余資は、当社においては安全性の高い金融商品で運用しており、連結子会社においては有価証券での運用は原則禁止し、短期的な預金等に限定しております。

デリバティブ取引は、社内規程により実需の範囲内に限定し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建営業債権は、為替変動リスクにも晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に当社と事業上の関係を有する会社の株式、国債及び証券投資信託であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。原材料等の輸入に伴う外貨建営業債務は、為替変動リスクに晒されております。

短期借入金は、主に一般的な運転資金に係る資金調達であります。長期借入金の返済日は、当連結会計年度末後5年以内であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引先ごとに期日及び残高管理を行うとともに、日常的に取引先の信用状況に関する情報を収集し、定期的にリスク評価を実施して、必要な債権保全を図る体制をとっております。なお当社は、主要な販売代理店から営業保証金の預託を受けております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建の営業債権及び営業債務については、当社及び一部の連結子会社が必要に応じて先物為替予約取引を行うことがあります。また、外貨建営業債務の残高は、恒常的に外貨建営業債権の残高の範囲内にあります。

有価証券及び投資有価証券については、時価や発行体の財務状況等を定期的に把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

資金繰計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注)2.をご参照ください）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	548,311	548,311	—
(2) 受取手形及び売掛金	143,136	143,136	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	72,348	72,348	—
資産計	763,796	763,796	—
(4) 支払手形及び買掛金	38,379	38,379	—
(5) 短期借入金	3,726	3,726	—
負債計	42,106	42,106	—
デリバティブ取引	—	—	—

（注）1. 金融商品の時価の算定方法、有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらのうち、株式の時価については取引所の価格により、国債及び証券投資信託の時価については取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(4) 支払手形及び買掛金 (5) 短期借入金

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

当連結会計年度において該当事項はありません。

（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区 分	連結貸借対照表計上額
子会社株式及び関連会社株式	14,709百万円
非上場株式等	188百万円

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
(1) 現金及び預金	548,271	—	—	—
(2) 受取手形及び売掛金	143,136	—	—	—
(3) 有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券のうち満期があるもの				
国 債	10,883	38,090	—	—
その他	1,446	—	—	—
合 計	703,737	38,090	—	—

(注) 4. 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1 年以内
短期借入金	3,726百万円

[1 株当たり情報に関する注記]

- 1 株当たり純資産額 18,749円58銭
- 1 株当たり当期純利益 1,656円44銭

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						特別償却 準備金	資産圧縮 積立金	別途積立金
当期首残高	61,005	72,576	694	73,270	15,251	37	288	150,250
当期変動額								
特別償却準備金の積立						78		
特別償却準備金の取崩						△11		
資産圧縮積立金の取崩							△13	
剰余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	0	0	—	67	△13	—
当期末残高	61,005	72,576	694	73,271	15,251	104	275	150,250

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計					
	繰越利益 剰余金						
当期首残高	449,126	614,954	△3,086	746,144	7,406	7,406	753,551
当期変動額							
特別償却準備金の積立	△78	—		—			—
特別償却準備金の取崩	11	—		—			—
資産圧縮積立金の取崩	13	—		—			—
剰余金の配当	△26,747	△26,747		△26,747			△26,747
当期純利益	66,048	66,048		66,048			66,048
自己株式の取得			△27,346	△27,346			△27,346
自己株式の処分			0	0			0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					△1,105	△1,105	△1,105
当期変動額合計	39,246	39,300	△27,346	11,954	△1,105	△1,105	10,848
当期末残高	488,373	654,255	△30,432	758,099	6,301	6,301	764,400

個 別 注 記 表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法に基づく原価法によっております。
- (2) その他有価証券
 - ① 時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
 - ② 時価のないもの…移動平均法に基づく原価法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3年～50年
機械装置及び運搬具	2年～17年
工具、器具及び備品	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、支給内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額	121,101百万円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	73,229百万円
長期金銭債権	32百万円
短期金銭債務	15,333百万円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高	
売上高	216,852百万円
仕入高	49,027百万円
販売費及び一般管理費等	1,530百万円
営業取引以外の取引高	2,447百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
自己株式	普通株式	150,139株	700,719株	12株	850,846株

(注) 自己株式の増加のうち700,000株は取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであり、719株は単元未満株式の買取りによるものであります。また減少12株は単元未満株式の売渡しによるものであります。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

	第 61 期 (2020年3月31日現在)
繰延税金資産	
投資有価証券評価損	580
たな卸資産評価損	5,523
一括償却資産	31
関係会社株式評価損	1,070
貸倒引当金	56
未払金	108
未払事業税・未払事業所税	584
未払費用	2,713
退職給付引当金	1,430
役員退職慰労引当金	188
資産除去債務	53
その他有価証券評価差額金	398
その他	114
繰延税金資産合計	12,854
繰延税金負債	
資産除去債務	△2
前払年金費用	△773
特別償却準備金	△46
資産圧縮積立金	△121
その他有価証券評価差額金	△3,179
繰延税金負債合計	△4,124
繰延税金資産の純額	8,730

[関連当事者との取引に関する注記]

属 性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	SMC中国	直 接 100.0%	当社製品の販売先 及び仕入先	当社製品の販売	42,146	売掛金	8,953

取引条件及び取引条件の決定方針等

当社製品の販売価格は、市場価格を勘案して決定しております。

[1 株当たり情報に関する注記]

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 11,491円54銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 990円08銭 |

(注) 連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表の記載金額は、いずれも表示単位未満を切り捨てて表示しております。

以 上